

特定非営利活動法人 白才むら健生会

定 款

特定非営利活動法人白才むら健生会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人白才むら健生会と称する。

2 この法人の略称は「白才むら」と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、事務所を群馬県安中市嶺 615 番地 1 に置く。

(目的)

第3条 この法人では、ベジタリアン高齢者に対して菜食を通じて終の棲家を提供するとともに、適度な運動が出来る機会を設け、良質なコミュニティを形成する支援をし、心と体の健康をトータルで支援していくことで、入居者が求める健康長寿と QOL の実現を目指し、もって高齢化する社会全体の福祉向上に貢献することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 子どもの健全育成を図る活動
- (3) 社会教育の推進を図る活動
- (4) まちづくりの推進を図る活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 特定非営利活動に係る事業
 - ① 入居者助け合い共同住宅の運営
 - ② 入居者の心身の壮健さを促進する環境づくり、並びに活動
 - ③ 各種健康セミナー・トレーニング等のための多目的センターの運営
 - ④ 認知症予防やフレイル予防につながる各種アクティビティの実施運営
 - ⑤ 健康長寿を実現するライフスタイルの研究および啓発活動
 - ⑥ 各種プログラムやイベントの企画運営
 - ⑦ 介護保険法に基づく以下の居宅サービス事業
 - ・訪問介護
 - ・通所介護
 - ・訪問看護
 - ⑧ 健康保険法に基づく居宅サービス事業
 - ⑨ 身体障害者法に基づく居宅サービス事業
 - ⑩ 知的障害者福祉法に基づく居宅サービス事業
 - ⑪ 児童福祉法に基づく居宅サービス事業
 - ⑫ 児童福祉法に基づく以下の障害児通所支援事業
 - ・放課後等デイサービス
 - ・児童発達支援
 - ・医療型児童発達支援
 - ・保育所等訪問支援
 - ⑬ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)に基づく障害福祉サービス事業
 - ⑭ 介護保険法に基づく地域密着型サービス事業
 - ⑮ 介護保険法に基づく居宅介護支援事業

- ⑯ 介護保険法に基づく施設サービス事業
- ⑰ 介護保険法に基づく住宅改修事業
- ⑳ 介護保険法に基づく以下の介護予防サービス事業
 - ・介護予防訪問看護
 - ・介護予防通所介護
 - ・介護予防訪問介護
- ㉑ 介護保険法に基づく以下の介護予防・生活支援サービス事業
 - ・訪問型サービス（第1号訪問事業）
 - 訪問型サービスA（緩和した基準によるサービス）
 - 訪問型サービスB（住民主体による支援）
 - 訪問型サービスC（短期集中予防サービス）
 - 訪問型サービスD（移動支援）
 - ・通所型サービス（第1号通所事業）
 - 通所介護
 - 通所型サービスA（緩和した基準によるサービス）
 - 通所型サービスB（住民主体による支援）
 - 通所型サービスC（短期集中予防サービス）
 - ・その他の生活支援サービス（第1号生活支援事業）
 - 栄養改善を目的とした配食
 - 住民ボランティア等が行う見守り
 - 訪問型サービス、通所型サービスに準じる自立支援に資する生活支援（訪問型サービス、通所型サービスの一体的提供等）
- ㉒ 介護保険法に基づく地域密着型介護予防サービス事業
- ㉓ 介護保険法に基づく以下の介護予防支援事業
 - ・介護予防把握事業
 - ・介護予防普及啓発事業
 - ・地域介護予防活動支援事業
 - ・一般介護予防事業評価事業
 - ・地域リハビリテーション活動支援事業
- ㉔ 介護予防法に基づく介護予防住宅改修事業
- ㉕ 介護予防（要介護にならないための訓練、カウンセリング、指導等）の事業全般
- ㉖ 住宅型有料老人ホームの経営
- ㉗ 上記に付帯する一切の事業

第2章 会員

（種別）

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- （1）正会員 この法人の目的に賛同して、会費を納めて活動を支援する者
- （2）賛助会員 この法人の事業を賛助し、賛助会費を納める個人と団体

（入会）

第7条 会員として入会しようとする者は、理事会の議決を経て理事長が別に定める入会申込書により理事長に申し込むものとする。理事長は、下記同意事項に署名する者に限り、入会を認めるものとする。

- （1）当施設の目的への理解と共感に基づき、運営を応援したいとの意思があること。
- （2）反社会的勢力や犯罪行為を行う者とのつながりを持っていないこと。
- （3）特定の政治・思想・宗教団体の主義主張を持ちこみ、党派を形成して経営に影響を与えようという意思がないこと。

2 理事長は、前項の者の入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面又は書面に代

わる電磁的手段をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、理事会において別に細則として定める会費を納入しなければならない。

(会員の資格喪失)

第9条 会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき。
- (2) 本人が死亡し、若しくは失そう宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して12ヶ月以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、理事会の議決により、当該会員を除名することができる。この場合、理事会において議決する前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この法人の定款、規則等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) 第7条第1項で定めた同意事項に反する行為が発覚したとき。

(拠出金品の不返還)

第12条 既に納入した入会金、会費その他の拠出金品は、返還しない。

第3章 役員及び職員

(種類及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上6人以内
 - (2) 監事 1人以上
- 2 理事のうち、1人を理事長、1人以上を副理事長とする。

(選任等)

第14条 理事は理事会において選任し、監事は総会において選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
- 3 理事長は、各種リスクのある施設事業を経営するために十分な経営判断能力と知識や経験を有しており、第3条の目的の実現に相応しい人間性を持ち、同時に各種連帯保証を含む事業の結果責任を自ら負って経営判断を下す覚悟のある人物でなければ務まらない。そのため、理事会は理事のうちから適任者を選出できない場合には、外部からの招致を含めて適切な人選を行う責任を負う。
- 4 副理事長は、理事長の補佐役として施設業務を熟知し、理事長不在時には代理として経営指揮命令業務を担う義務を負うものとし、理事長の推薦によって決まる。尚、副理事長の定めがないまま代理が必要となったときは、理事会において適任者を選ぶものとする。
- 5 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることにはならない。
- 6 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第 15 条 理事長は、この法人を代表し、経営に対する全責任を負い、業務を総理する。

- 2 副理事長は、法人の業務について、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、その職務を一時的に代行する責任を負う。
- 3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び総会の議決及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する責任を負う。
- 4 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前 2 号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、又は理事会の招集を請求すること。

(任期)

第 16 条 役員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠又は増員により選任された役員の任期は、それぞれ前任者又は現任者の残任期間とする。
- 3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第 17 条 理事又は監事のうち、その定数の 3 分の 1 を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第 18 条 役員が次の各号のいずれかに該当する場合は、理事は理事会の議決、監事は総会の議決により、当該役員を解任することができる。この場合、理事会又は総会において議決する前に当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。
- (3) 不正行為や背信行為により、当法人の運営に不利益をもたらしたと認められるとき。
- (4) ずさんな経営によってキャッシュフローに深刻なリスクをもたらしたとき。

(報酬等)

第 19 条 役員には、報酬を与えることができる。ただし、役員のうち、役員としての職務に対する役員報酬を受ける者の数は、役員総数の 3 分の 1 以下でなければならない。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 第 1 項に関し必要な事項は総会の議決、第 2 項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第 20 条 この法人に、施設長その他の職員を置く。

- 2 施設長は、理事長が理事の中から選任する。また、諸般の事情により適任者が確保できない場合、理事長が兼務することもできる。
- 3 職員は、理事長が任免し、必要に応じて理事会に報告する。

第 4 章 総会

(種別)

第 21 条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の 2 種とする。

(構成)

第 22 条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第 23 条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 役員報酬
- (5) 監事の選任又は解任
- (6) 法人不動産の売却及び取得に関する事項
- (7) その他運営に関する重要事項

(開催)

第 24 条 通常総会は、毎年 1 回開催する。

2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の 3 分の 1 以上から会議の目的を記載した書面により、招集の請求があったとき。
- (3) 第 15 条第 4 項第 4 号の規定により、監事が招集するとき。

(招集)

第 25 条 総会は、第 24 条第 2 項第 3 号の場合を除き理事長が招集する。

2 理事長は、第 24 条第 2 項第 1 号及び第 2 号の規定による請求があったときは、その日から起算して 30 日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は書面に代わる電磁的方法によって、少なくとも総会の開催の日の 5 日前までに通知するものとする。

(議長)

第 26 条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第 27 条 総会は、正会員総数の 2 分の 1 以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第 28 条 総会における議決事項は、第 25 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した正会員の 3 分の 2 以上の同意があった場合は、この限りではない。

2 総会の議事は、この定款に別に定めるもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(社員の表決権等)

第 29 条 各正会員の表決権は、平等とする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面、又は書面に代えて電磁的方法により表決し、若しくは他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前 2 項の規定により表決した正会員は、第 27 条、第 28 条、第 30 条第 1 項第 2 号、第 52 条及び第 55 条の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 正会員総数及び出席者数(書面表決者、電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあつては、その数を付記すること。)
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

第5章 理事会

(構成)

第31条 理事会は、事業全体の連帯保証責任を負う理事長をはじめ、経営責任の一端をそれぞれ担う理事をもって構成する。

(権能)

第32条 理事会は、以下の事柄についての権限と能力を有し、責任を持って業務を遂行する。

- (1) 当法人の目的に則した事業計画の立案と実行
- (2) 事業として持続可能なキャッシュフロー施策
- (3) 現場のあらゆる課題に対する解決策の立案と実行

(開催)

第33条 理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の2分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があつたとき。
- (3) 第15条第4項第5号の規定により、監事から招集の請求があつたとき。
- (4) 総会事前評決事項の事前評議のため、毎年5月に定期開催するものとする。

(招集)

第34条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があつたときには、その日から起算して21日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は書面に代わる電磁的方法によって、少なくとも理事会の開催の日の7日前までに通知しなければならない。

(議長)

第35条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(定足数)

第36条 理事会は、理事総数の過半数の出席がなければ開会することができない。

(決議事項)

第37条 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、出席理事の3分の2以上からの賛同が得られた場合に限り、審議事項の追

加も認められるものとする。

- 2 理事会の議事は、この定款に別に定めるもののほか、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 毎年5月末までに、次期総会決議事項に関する評議及び決議を行うものとする。

(理事の表決権等)

第38条 各理事の表決権は、平等とする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は書面に代わる電磁的方法により表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、第36条及び第39条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第39条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者、電磁的方法による表決者がある場合にあっては、その旨を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

第6章 資産及び会計

(資産の構成)

第40条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄附金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の区分)

第41条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産とする。

(財産の管理)

第42条 この法人の資産は、理事長が管理し、その管理方法は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第43条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分等)

第44条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計とする。

(事業計画及び予算)

第45条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、理事会の議決を

経るものとする。

(暫定予算)

第 46 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前年度の予算に準じて収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第 47 条 予算超過又は予算外の費用に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第 48 条 予算作成後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第 49 条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会において報告する。

2 決算上余剰金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第 50 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(臨機の措置)

第 51 条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務を負担し、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

第 7 章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第 52 条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会において、その出席した正会員の 3 分の 2 以上の議決を経、かつ、法第 25 条第 3 項に規定する事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第 53 条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第 1 号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の 4 分の 3 以上の承諾を得なければならない。

3 第 1 項第 2 号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

4 この法人が解散したときは、合併及び破産手続開始の決定の場合を除き、理事を清算人とする。

(残余財産の処分)

第 54 条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散の場合を除く。）したときに残存する財産は、法第 11 条第 3 項に掲げる者のうち、他の特定非営利活動法人、学校法人、社会福祉法人もしくは公益財団法人に譲渡するものとする。

（合併）

第 55 条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第 8 章 公告の方法

（公告の方法）

第 56 条 この法人の公告は、官報に掲載して行う。ただし、法第 28 条の 2 第 1 項に規定する貸借対照表の公告については、内閣府 NPO 法人ポータルサイト（法人入力情報欄）に掲載して行う。

第 9 章 雑則

（細則）

第 57 条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第 8 条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。
 - (1) 正会員 入会金 0 円、 会費月額 10,000 円
但し、夫婦共に会員となる者は本人の申し出により会費が半額とされる
 - (2) 賛助会員（個人）入会金 0 円、 会費月額一口 1,000 円以上
（団体）入会金 0 円、 会費年額 100,000 円以上
 - (3) 一般会員 入会金 500 円、 年会費 1,000 円
- 3 この法人の設立当初の役員は、第 14 条第 1 項及び第 2 項の規定にかかわらず、別表のとおりとし、その任期は、第 16 条第 1 項の規定にかかわらず、設立の日から平成 26 年 6 月 30 日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第 45 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 5 この法人の設立初年度の事業年度は、第 50 条の規定にかかわらず、設立の日から平成 26 年 3 月 31 日までとする。

別 表

役職名	氏 名	備 考
理事	須藤 久枝	理事長
〃	鈴木 淳一	副理事長
〃	石井 佳代子	副理事長
〃	進藤 融	
監事	安居 益也	

附則

- 1 平成29年6月15日 一部変更（第5条、第56条関係）
- 2 平成29年10月7日 一部変更（第2条関係）

附則

令和元年9月9日 一部変更（第5条関係）

附則

- 1 令和5年7月18日 一部変更（第20条、第56条関係）
- 2 令和5年11月9日 一部変更（第39条関係）

附則

令和8年〇月〇日 一部変更（第3条、第5条、第6条、第7条、第8条、第9条、第11条、第13条、第14条、第15条、第18条、第19条、第20条、第23条、第25条、第31条、第32条、第33条、第37条、第39条、第40条、第45条、第46条、第47条、第49条及び第51条関係）

これは、当法人の定款に相違ありません。

群馬県安中市嶺615番地1

特定非営利活動法人 白才むら健生会

理 事 長 安 居 義 宣

(様式例8)

(特非) 白才むら健生会2025年度 (第13期) 事業計画書

群馬県安中市嶺615-1

特定非営利活動法人 白才むら健生会

代表者氏名 安居 義宣

電話番号

1 事業実施の方針

設立から第12期(2024年4月～2024年3月末)まで、当法人はSDA安中キリスト教会の影響を多大に受けてきました。現(旧)定款が示す通り、事業目的の主眼は高齢者集合住宅及び介護事業の安定的運営ではなく、SDA信者ネットワークを資する活動、および地域の方々や子供たちなどへの価値提供(間接的な伝道)につながる活動に置かれていました。このような宗教法人を母体とした設立経緯から、収入規模に対して人材採用の適切性などが問われず、無計画な支出を行い、その結果、寄付依存型の慢性大赤字体質を抱え、2024年8月には深刻な経営危機に陥りました。

そこに経営再建請負人として携わった新理事長のもと、経営の中身は一新され、無駄を削減する改革が断行され、寄付への過剰依存を是正するとともに収支バランスは大きく改善されました。そのうえで、誤った価値判断の基準になっていた宗教的信仰に基づく根源的問題を改善するため、きちんと関係を整理して特定非営利活動法人としての独立性を明確にし、定款における事業の目的とフォーカスを高齢者福祉介護事業に定め、その他のレストラン運営、およびタクシー送迎や外部からの宿泊といった微細なサービス業は外部委託する形で、白才むらとして行う事業の「集中と集約」を図る方針を定めました。

第13期のメインテーマとしては、新体制での初めての期として、入居者及び働き手にとって安心できる環境を整備し、外部委託領域の安定化を図り、過度な寄付依存によることなく通年での事業活動収支を黒字化することです。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名	事業内容	実施 予定 日時	実施 予定 場所	従事者 の予定 人数	受益対象者 の範囲及び 予定人数
シニア共同住宅 の運営	入居推進、運営、管理	通年	白才むら共 同住宅	2名	
訪問介護	介護保険制度に基づく 生活支援・身体介護	通年	共同住宅並 びに利用者 居宅	6名	訪問介護
リハビリやトレ ーニングのため のフィットネス 施設の運営	入居者を主対象とした レッドコード体操など の無償リハビリ及びエ クササイズ活動	通年	フィットネ スルーム	1名	入居者
スタッフやボラ ンティアによる 交流イベント	頭の体操、お楽しみ会、 童謡を歌う会、お出か け	通年	白才むら共 同住宅及び 外出先	5名	入居者と 一般市民
地域活動を行う 法人並びに個人 へのスペース貸	コーラスグループや地 域非営利団体への無償 又は格安での貸し出し	通年	白才むらホ ール	1名	地域活動 団体

(2) その他の事業

事業名	事業内容	実施 予定 日時	実施 予定 場所	従事者 の予定 人数

(備考)

- 「2 事業の実施に関する事項」は、(1)には特定非営利活動に係る事業、(2)には その他の事業について区分を明らかにして記載する。
- 「2 (1) 特定非営利活動に係る事業」については、事業ごとに事業名、事業内容、実施予定日時、実施予定場所、従事者の予定人員、並びに受益対象者の範囲及び予定人数をそれぞれ記載する。
- 「2 (1) 特定非営利活動に係る事業」のうち「受益対象者の範囲及び予定人数」の欄には、具体的な受益対象者及び予定人数を記載する。
- 「2 (2) その他の事業」については、事業ごとに事業名、事業内容、実施予定日時、実施予定場所及び従事者の予定人数をそれぞれ記載し、該当する事業を行わない場合にあつては記載を要しない。

(様式例8)

(特非) 白才むら健生会2026年度 (第14期) 事業計画書

群馬県安中市嶺615-1

特定非営利活動法人 白才むら健生会

代表者氏名 安居 義宣

電話番号

1 事業実施の方針

第12期までが危険極まりない綱渡りのような事業のアーリーステージであったと捉えると、事業収支による通年での黒字化を目指す第13期からは安定して収益を見込める事業のミドルステージに入ったといえます。第14期では、引き続き安定的な黒字化を目指すとともに、部屋稼働率ダウン、並びに介護保険事業モデルの脆弱さ、という高齢者福祉介護事業が直面せざるを得ないふたつのリスク課題に向き合い、解決を図ることをテーマとしたいと考えています。

まず、一つ目の部屋稼働率の問題ですが、現状は90%超えとはいえ、就労世代など一般世帯とは異なり、数年に一度は入院や死亡などによる退去が発生します。本施設11室と離れ3室のみ、と小規模運営である当施設の場合、部屋稼働率が落ちると一気に経営状況の悪化につながり、寄付金に頼らぬ運営を続けるためには、常に入居希望者を確保しておく必要があります。第14期は入居希望者にリーチするためのPR活動の方針を定め、実行します。

二つ目のリスクである介護保険事業モデルの脆弱さについてですが、比較的目標の立てやすいシニア共同住宅事業に対し、こちらは国の介護保険制度に依存した事業であることから、ケアマネジャーや他介護サービスといった当法人以外のステイクホルダーとの連携で動く必要があり、また大幅な制度変更や査定基準の変更などが行われた場合、その影響をダイレクトに受けざるを得ない、という意味で、当法人で制御できない要素があります。また、介護度の高い利用者様の入院や死亡などによって収入は大幅に減ることがあるため、安定的に黒字化するためには他施設と連携する、または小規模を脱する必要があります。第14期はこの問題に答えを出すことを目指します。

当法人では、創業融資返済残高が[]を切る第18期までを事業の次なるステージを切り開く準備期間として設定し、次なる展開のための経営基盤をより強固なものとするべく尽力していきます。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名	事業内容	実施 予定 日時	実施 予定 場所	従事者 の予定 人数	受益対象者 の範囲及び 予定人数
シニア共同住宅 の運営	入居推進、運営、管理	通年	白才むら共同住宅	2名	
訪問介護	介護保険制度に基づく 生活支援・身体介護	通年	共同住宅並びに利用者 居宅	6名	訪問介護
リハビリやトレー ニングのための フィットネス 施設の運営	入居者を主対象とした レッドコード体操などの 無償リハビリ及びエク ササイズ活動	通年	フィットネ スルーム	1名	入居者
スタッフやボラ ンティアによる 交流イベント	頭の体操、お楽しみ会、 童謡を歌う会、お出かけ	通年	白才むら共 同住宅及び 外出先	5名	入居者と 一般市民
地域活動を行う 法人並びに個人 へのスペース貸	コーラスグループや地 域非営利団体への無償 又は格安での貸し出し	通年	白才むらホ ール	1名	地域活動 団体

(2) その他の事業

事業名	事業内容	実施 予定 日時	実施 予定 場所	従事者 の予定 人数

(備考)

- 「2 事業の実施に関する事項」は、(1)には特定非営利活動に係る事業、(2)にはその他の事業について区分を明らかにして記載する。
- 「2 (1) 特定非営利活動に係る事業」については、事業ごとに事業名、事業内容、実施予定日時、実施予定場所、従事者の予定人員、並びに受益対象者の範囲及び予定人数をそれぞれ記載する。
- 「2 (1) 特定非営利活動に係る事業」のうち「受益対象者の範囲及び予定人数」の欄には、具体的な受益対象者及び予定人数を記載する。
- 「2 (2) その他の事業」については、事業ごとに事業名、事業内容、実施予定日時、実施予定場所及び従事者の予定人数をそれぞれ記載し、該当する事業を行わない場合にあつては記載を要しない。

(前事業年度の計算書類(活動計算書)の記載例)

2025年度 活動計算書

2025年4月1日から2026年3月31日まで

特定非営利活動法人 白才むら健生会
(単位:円)

科目	金額		
I 経常収益			
1. 受取会費			
正会員受取会費	540,000		
賛助会員受取会費	0		
受取会費 計	540,000	540,000	
2. 受取寄附金			
受取寄附金	1,200,000		
施設等受入評価益	0		
受取寄附金 計	1,200,000	1,200,000	
3. 受取助成金等			
受取民間助成金	0		
受取助成金 計	0	0	
4. 事業収益			
個人向け賃貸事業	15,600,000		
法人向け賃貸事業	3,000,000		
介護ヘルパーステーション事業	12,000,000		
その他事業	0		
事業収益 計	30,600,000	30,600,000	32,340,000
5. その他収益			
受取利息	3,000		
雑収益	50,000		
その他収益 計	53,000	53,000	
経常収益計			32,393,000
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費			
給与手当	2,400,000		
退職掛金	120,000		
法定福利費	772,008		
福利厚生費	30,000		
人件費計	3,322,008	3,322,008	
(2) その他経費			
外注費	12,900,000		
水道光熱費	3,000,000		
車両費	200,000		
その他経費計	16,100,000	16,100,000	
事業費計		19,422,008	
2. 管理費			
(1) 人件費			
役員報酬	120,000		
人件費計	120,000	120,000	
(2) その他経費			
通信費	70,000		
旅費交通費	10,000		
広告費	30,000		
接待交際費	10,000		
会議費	40,000		
備品消耗品費	260,000		
研修費	0		
衛生管理費	240,000		
修繕費	100,000		
保険料	1,604,160		
租税公課費	900,000		
リース料	2,400,000		
支払手数料	20,000		
減価償却費	6,753,510		
雑費	180,000		
その他経費計	12,617,670	12,737,670	
管理費計		12,737,670	
経常費用計			32,159,678
当期経常増減額			233,322
III 経常外収益			
1. 固定資産売却益	0		
経常外収益計			
IV 経常外費用			
1. 過年度損益修正損	0		
経常外費用計			0
税引前当期正味財産増減額			233,322
法人税、住民税及び事業税			81,400
当期正味財産増減額			151,922
前期繰越正味財産額			54,607,973
次期繰越正味財産額			54,759,895

(前事業年度の計算書類(活動計算書)の記載例)

2026年度 活動計算書

2026年4月1日から2027年3月31日まで

特定非営利活動法人 白才むら健生会
(単位:円)

科目	金額		
I 経常収益			
1. 受取会費			
正会員受取会費	540,000		
賛助会員受取会費	0		
受取会費 計	540,000	540,000	
2. 受取寄附金			
受取寄附金	1,200,000		
施設等受入評価益	0		
受取寄附金 計	1,200,000	1,200,000	
3. 受取助成金等			
受取民間助成金	0		
受取助成金 計	0	0	
4. 事業収益			
個人向け賃貸事業	15,600,000		
法人向け賃貸事業	3,000,000		
介護ヘルパーステーション事業	12,000,000		
その他事業	0		
事業収益 計	30,600,000	30,600,000	32,340,000
5. その他収益			
受取利息	3,000		
雑収益	50,000		
その他収益 計	53,000	53,000	
経常収益計			32,393,000
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費			
給与手当	2,400,000		
退職掛金	120,000		
法定福利費	772,008		
福利厚生費	0		
人件費計	3,292,008	3,292,008	
(2) その他経費			
外注費	12,900,000		
水道光熱費	3,000,000		
車両費	200,000		
その他経費計	16,100,000	16,100,000	
事業費計		19,392,008	
2. 管理費			
(1) 人件費			
役員報酬	120,000		
人件費計	120,000	120,000	
(2) その他経費			
通信費	70,000		
旅費交通費	0		
広告費	150,000		
接待交際費	0		
会議費	30,000		
備品消耗品費	260,000		
研修費	0		
衛生管理費	240,000		
修繕費	100,000		
保険料	1,604,160		
租税公課費	900,000		
リース料	2,400,000		
支払手数料	20,000		
減価償却費	6,753,510		
雑費	180,000		
その他経費計	12,707,670	12,827,670	
管理費計		12,827,670	
経常費用計			32,219,678
当期経常増減額			173,322
III 経常外収益			
1. 固定資産売却益	0		
経常外収益計			
IV 経常外費用			
1. 過年度損益修正損	0		
経常外費用計			0
税引前当期正味財産増減額			173,322
法人税、住民税及び事業税			81,400
当期正味財産増減額			91,922
前期繰越正味財産額			54,759,895
次期繰越正味財産額			54,851,817